

定 款

特定非営利活動法人アパ

特定非営利活動法人アパ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アパという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、本邦に居住する高齢者、障害者、子ども等といった社会的弱者に対して、その生活を支え、また豊かにする事業を行い、国や社会の支援から取り残された又は支援が不十分である者の生活の向上と諸問題の解決を図り、すべての人々が安心して充実した生活を送ることのできる地域社会の創出と増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 高齢者等の日常生活に係わる用務を補助・代行する事業
 - ② 高齢者等の身元保証人となる事業
 - ③ 高齢者等の空き家・空き地の管理を代行する事業
 - ④ 子どもの生活を支援する事業
 - ⑤ 高齢者等に弁護士等の専門家を紹介する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができ

る。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	金森 英勝
副理事長	三宅 洋子
理事	鎌倉 泰次郎
監事	長谷川 浩之

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0 円 年会費 0 円
 - (2) 賛助会員 入会金 0 円 年会費 0 円

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人アパ)

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	金森 英勝		有
理事	三宅 洋子		無
理事	鎌倉 泰次郎		無
監事	長谷川 浩之		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私たちは、現在、任意団体アパとして、名古屋市東区にある事業所を拠点として、高齢者や子供、身体に障害を持った方など日常生活に困難を抱えた方々の生活をサポートする活動を行っています。

主な活動内容は、居宅の大掃除、家具の移動、郵便物の回収、パソコン操作のサポートなど日常生活のサポート全般で、地域の方々が安心して生活できる環境作りを行っています。

現在の主要な活動メンバーは 10 名ほどですが、私たちの活動に共感し、支援をして下さる多くの方々に支えられて活動を続けております。

しかし、より多くの方々の力になりたいとの思いから、前述の活動のほかに、高齢者等が医療機関への入院や介護、福祉施設への入所時に必要となる身元保証人を引き受ける活動、空き家の管理を代行する活動、子供たちに食品等を提供する活動なども行いたいと感じる一方で、任意団体としての活動では、資金面や公正で透明な組織活動といった点で限界を感じ、NPO 法人の設立を決意するに至った次第でございます。

2 申請に至るまでの経過

令和 6 年 2 月 名古屋市東区において任意団体アパとして活動を開始

令和 7 年 6 月 特定非営利活動法人アパ設立総会を開催

令和 7 年 6 月 特定非営利活動法人アパ設立申請

令和 7 年 6 月 8 日

特定非営利活動法人アパ

設立代表者 氏名 金森 英勝

特定非営利活動法人アパ
令和 7 年度事業計画書

1 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A)実施予定日時 (B)実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
①高齢者等の日常生活に係わる用務を補助・代行する事業	高齢者、障がい者等の日常生活にかかる軽微な作業や家具の移動、パソコンサポート、有資格者によるマッサージなど生活全般の支援を行う	(A)令和 7 年の 9 月から令和 8 年 8 月まで(随時) (B)要支援者の居宅等 (C)2 人	(D)名古屋市内に居住する高齢者、障がい者等 (E)30 人	500
②高齢者等の身元保証人となる事業	高齢者、障がい者等が医療機関への入院、介護、福祉施設への入所、賃貸住宅への入居等を希望する際に親族等に代わり身元保証人となり、これを支援する	(A)令和 7 年の 9 月から令和 8 年 8 月まで(随時) (B)要支援者の居宅、関係施設等 (C)2 人	(D)名古屋市内に居住する高齢者、障がい者等 (E)15 人	340
③高齢者等の空き家・空き地の管理を代行する事業	高齢者、障がい者等が保有する空き地・空き家について、破損箇所の確認、郵便物の回収、簡単な清掃などの管理を代行する	(A)令和 7 年の 9 月から令和 8 年 8 月まで(随時) (B)要支援者が保有する空き家・空き地等 (C)16 人	(D)名古屋市内に居住する高齢者、障がい者等 (E)20 人	200
④子どもの生活を支援する事業	困りごとを抱える子育て家庭に食品や子ども向けのプレゼントを届けるほか、家庭教師など子供の生活全般を支援する	(A)令和 7 年の 9 月から令和 8 年 8 月まで(随時) (B)要支援者の居宅等 (C)3 人	(D)名古屋市内に居住する子ども (E)20 人	460
⑤高齢者等に弁護士等の専門家を紹介する事業	高齢者、障がい者等に成年後見人、財産管理、相続、遺言等の法律问题が生じた場合に弁護士等の専門家を紹介する事業	(A)令和 7 年の 9 月から令和 8 年 8 月まで(随時) (B)本法人の事務所等 (C)1 人	(D)名古屋市内に居住する高齢者、障がい者等 (E)10 人	160

特定非営利活動法人アパ
令和 8 年度事業計画書

1 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A)実施予定日時 (B)実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
①高齢者等の日常生活に係わる用務を補助・代行する事業	高齢者、障がい者等の日常生活にかかる軽微な作業や家具の移動、パソコンサポート、有資格者によるマッサージなど生活全般の支援を行う	(A)令和 8 年の 9 月から令和 9 年 8 月まで(随時) (B)要支援者の居宅等 (C)5 人	(D)名古屋市内に居住する高齢者、障がい者等 (E)45 人	600
②高齢者等の身元保証人となる事業	高齢者、障がい者等が医療機関への入院、介護、福祉施設への入所、賃貸住宅への入居等を希望する際に親族等に代わり身元保証人となり、これを支援する	(A)令和 8 年の 9 月から令和 9 年 8 月まで(随時) (B)要支援者の居宅、関係施設等 (C)2 人	(D)名古屋市内に居住する高齢者、障がい者等 (E)15 人	240
③高齢者等の空き家・空き地の管理を代行する事業	高齢者、障がい者等が保有する空き地・空き家について、破損箇所の確認、郵便物の回収、簡単な清掃などの管理を代行する	(A)令和 8 年の 9 月から令和 9 年 8 月まで(随時) (B)要支援者が保有する空き家・空き地等 (C)20 人	(D)名古屋市内に居住する高齢者、障がい者等 (E)30 人	150
④子どもの生活を支援する事業	困りごとを抱える子育て家庭に食品や子ども向けのプレゼントを届けるほか、家庭教師など子供の生活全般を支援する	(A)令和 8 年の 9 月から令和 9 年 8 月まで(随時) (B)要支援者の居宅等 (C)3 人	(D)名古屋市内に居住する子ども (E)20 人	360
⑤高齢者等に弁護士等の専門家を紹介する事業	高齢者、障がい者等に成年後見人、財産管理、相続、遺言等の法律問題が生じた場合に弁護士等の専門家を紹介する事業	(A)令和 8 年の 9 月から令和 9 年 8 月まで(随時) (B)本法人の事務所等 (C)1 人	(D)名古屋市内に居住する高齢者、障がい者等 (E)10 人	60

活動予算書

法人成立の日から 令和8年8月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金			
賛助会員受取入会金			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,500,000	1,500,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金		0	
4. 事業収益			
①高齢者等の日常生活に係わる用務を補助・代行する事業収益	600,000		
②高齢者等の身元保証人となる事業収益	1,200,000		
③高齢者等の空き家・空き地の管理を代行する事業収益	12,000		
④子どもの生活を支援する事業収益	0		
⑤高齢者等に介護士等の専門家を紹介する事業収益	0	1,812,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			3,312,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	60,000		
宣伝広告費	500,000		
消耗品費	420,000		
旅費交通費	200,000		
通信運搬費	180,000		
水道光熱費	180,000		
雑費	120,000		
その他経費計	1,660,000		
事業費計		1,660,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	600,000		
給料手当			
法定福利費			
人件費計	600,000		
(2)その他経費			
支払手数料	250,000		
印刷製本費			
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗品費			
水道光熱費			
賃借料			
保険料			
租税公課			
雑費			
その他経費計	250,000		
管理費計		850,000	
経常費用計			2,510,000
当期正味財産増減額			802,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			802,000

活動予算書

令和8年9月1日 から 令和9年8月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金			
賛助会員受取入会金			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等			
受取助成金		0	
4. 事業収益			
①高齢者等の日常生活に係わる用務を補助・代行する事業収益	900,000		
②高齢者等の身元保証人となる事業収益	1,200,000		
③高齢者等の空き家・空き地の管理を代行する事業収益	18,000		
④子どもの生活を支援する事業収益	0		
⑤高齢者等に弁護士等の専門家を紹介する事業収益	0		
		2,118,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			2,118,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当			
法定福利費			
人件費計		0	
(2)その他経費			
会議費	70,000		
宣伝広告費			
消耗品費	540,000		
旅費交通費	280,000		
通信運搬費	210,000		
水道光熱費	180,000		
雑費	130,000		
その他経費計	1,410,000		
事業費計		1,410,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	600,000		
給料手当			
法定福利費			
人件費計		600,000	
(2)その他経費			
支払手数料	50,000		
印刷製本費			
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗品費			
水道光熱費			
賃借料			
保険料			
租税公課			
雑費			
その他経費計	50,000		
管理費計		650,000	
経常費用計			2,060,000
当期正味財産増減額			58,000
前期繰越正味財産額			802,000
次期繰越正味財産額			860,000